

議員提出議案第 35 号

特別委員会の設置について

石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出致します。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者	砥板	芳行
賛成者	宮良	操
〃	長浜	信夫
〃	井上	美智子
〃	花谷	史郎
〃	内原	英聡
〃	大道	夏代
〃	田盛	英伸

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理由

石垣・基隆定期フェリー航路開設事業に関する調査を行うため。

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

石垣・基隆定期フェリー航路開設事業に関する調査特別委員会

2. 特別委員会の任務

石垣・基隆定期フェリー航路開設事業に関して調査するため。

3. 調査権限

本議会は、上記 2. に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法 第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 期間

調査終了まで。

なお、地方自治法第 109 条第 8 項の規定により、閉会中も調査することとする。

5. 特別委員会の人数

本特別委員会の人数は 10 名とする。